

令和6年度鴻巣市生活者支援給付金（令和6年度国補正分）

R6非課税世帯給付金及びこども加算のご案内

- 鴻巣市では、物価高騰等に直面する住民税非課税世帯の皆様へ「生活者支援給付金（1世帯あたり3万円、18歳以下の児童一人あたり2万円こども加算）」を支給します。
（※申請期限（令和7年7月31日）までに生まれた子も対象になります。お子様が生まれた場合は、コールセンター（電話048-543-7070）へ連絡してください。）
- 令和5年度又は令和6年度生活者支援給付金を受給し、基準日（令和6年12月13日）時点において、引き続き世帯の全員が非課税の世帯は原則手続き不要ですが、世帯員に異動等があったときは手続きが必要な場合があります。
- 給付金は支給対象世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

+（18歳以下の児童一人あたり
2万円のこども加算があります）
※18歳以下＝平成18年4月2日生まれ以降

給付金の支給時期

鴻巣市が申請書等を
受理した日から5週間後が目安です。
振込手続き完了後、支給決定通知書を郵送いたします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和6年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯（令和6年1月1日以前から鴻巣市在住）

市より支給要件確認書が届いていない
「住民税均等割が非課税」
の世帯（世帯員に異動等があった世帯）

2月に鴻巣市から
「支給要件確認書」が届きます

申請不要（確認書の内容に相違がないとき）

令和6年12月13日時点で住民登録のある世帯
主あてに郵送します

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和7年7月31日（木）まで

※原則、郵送にて申請してください

令和6年12月13日時点でお住まいの市区町村が窓口
【鴻巣市申請書配布先】

鴻巣市役所、吹上・川里支所

ホームページからダウンロードも可

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

I 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から鴻巣市にお住まいの場合

対象となる世帯には、鴻巣市から、給付内容や確認事項等が書かれた支給要件確認書が届きます。

【確認事項】

- ① 誓約事項について
- ② 給付金の辞退について
- ③ 記載された振込口座に相違がないか



①から③の内容に相違がないとき、**返信不要**

相違があるときは「支給要件確認書 **市提出用**」を返送してください。

子ども加算支給対象児童名に相違がある場合はコールセンター（543-7070）に連絡ください。

※令和5年度・令和6年度給付金において「世帯主の口座情報が無い」世帯には「届出用紙」を郵送しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

II 支給要件確認書が届いていない令和6年度住民税(均等割)非課税世帯

以下のとき「支給申請書」の提出が必要です

例1：世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいるとき

例2：住民税未申告者の方がいるとき（申告により非課税となったときは対象となります）

例3：令和6年1月2日以降に世帯主が変わった等、世帯の中で異動があったとき

例4：世帯主の異動等により振込先口座情報がわからないとき

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に提出ください。



よくある質問Q&A

Q1 申請書はどこでもらえますか？

A1 申請書は市ホームページからダウンロードするか、市役所、吹上支所・川里支所で配布します。申請書の郵送を希望されるときは、下記のコールセンターへお電話ください。

Q2 令和7年1月に転入した非課税世帯ですが、給付金はもらえますか？

A2 基準日は令和6年12月13日です。転入前の市区町村へ対象となるかお問い合わせください。

Q3 申請書はいつまでに提出すれば大丈夫なのでしょうか？

A3 申請期間は令和7年7月31日（必着）です。申請期間を過ぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

鴻巣市生活者支援給付金コールセンター



電話 048-543-7070

受付時間 月曜から金曜の平日（土日・祝日除く） 9:00～17:00